

- 一 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士
 - 二 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士又は同法第 4 条の 2 に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者
 - 三 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - 四 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者
- （平 8 規則 128・全改、平 13 規則 225・平 17 規則 153・一部改正）

第 3 条 条例第 25 条の規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔（高さが 4 m を超えるもの又は表示面積が 10 m² を超えるものに限る。）
 - 二 広告板（高さが 4 m を超えるもの又は表示面積が 10 m² を超えるものに限る。）
 - 三 アーチ
 - 四 装飾街路灯
- （平 8 規則 128・追加、平 17 規則 153・旧第 2 条の 2 繰下・一部改正）

（許可書の交付）

第 4 条 知事は、広告物等の表示又は設置の許可（以下「広告物等の許可」という。）をしたときは、別記第 4 号様式による屋外広告物許可書を申請者に交付するものとする。

（昭 51 規則 60・昭 62 規則 9・一部改正、平 17 規則 153・旧第 3 条繰下・一部改正）

（屋外広告物管理者の設置等の届出）

第 5 条 広告物等の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合においては、直ちに、当該各号に

定める届け書を知事に提出しなければならない。

- 一 条例第 25 条の規定により屋外広告物管理者を設置した場合 別記第 5 号様式による屋外広告物管理者設置届。ただし、広告物等の許可を受けようとする者が別記第 1 号様式による屋外広告物許可申請書を提出する際に、当該申請書の屋外広告物管理者の欄に所定の事項を記載した場合にあつては、省略することができる。
- 二 許可を受けた者の住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。次号において同じ。）を変更した場合 別記第 6 号様式による屋外広告物広告主等変更届
- 三 屋外広告物管理者又はその住所、氏名若しくは電話番号を変更した場合 別記第 7 号様式による屋外広告物管理者変更届
- 四 広告物等を許可期間内に除却した場合 別記第 8 号様式による屋外広告物除却届

2 屋外広告物管理者設置届（前項第一号ただし書に該当する場合は、屋外広告物許可申請書）及び屋外広告物管理者変更届（屋外広告物管理者の住所、氏名又は電話番号を変更した場合を除く。）には、第 2 条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

（昭 51 規則 60・一部改正、昭 62 規則 9・一部追加・一部改正、平 8 規則 128・第 2 項追加・一部改正、平 17 規則 153・旧第 4 条繰下・一部改正、平 20 規則 267・一部改正）

（取付け完了の届出）

第 6 条 広告塔、広告板、アーチ又は装飾街路灯について広告物等の許可を受けた者は、その取付けを完了したときは、直ちに、別記第 9 号様式による屋外広告物取付け完了届に当該広告物等のカラー写真を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（昭 46 規則 51・全改、昭 51 規則 60・昭 62 規則 9・一部改正、平 17 規則 153・旧第 5 条繰下・一部改正）

(住所等の表示)

第7条 広告物等の許可を受けた者は、当該広告物等又は当該広告物等を表示し、若しくは設置する土地、建築物、工作物等の見やすい箇所に、別記第9号様式の2による標識票をはり付けなければならない。

(昭51規則60・昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第6条繰下・一部改正、平20規則267・一部改正)

(許可の期間等)

第8条 知事は、広告物等の許可をする場合においては、別表第1の上欄に掲げる広告物の種類の区分に応じて同表の下欄に定める期間の範囲内で許可期間を定めるとともに、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
- 二 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)を使用しないこと。
- 三 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
- 四 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
- 五 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
- 六 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、特に知事が良好な景観の形成、危害の予防等について必要と認めた事項

(昭46規則51・昭47規則103・昭51規則60・昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第7条繰下・一部改正)

(新たに定められた地域地区に関する特例)

第9条 都市計画法(昭和43年法律第100号。)第15条第1項の規定により、同法第8条第1項

に規定する地域地区が定められた際(同法第21条第1項の規定により地域地区が変更された場合を含む。)、当該地域地区内に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、なお、従前の例による。

(昭48規則204・追加、昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第7条の2繰下・一部改正)

(新たに指定された禁止区域等に関する特例)

第10条 新たに条例第6条第二号本文、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号又は第7条第1項第八号の規定による知事の指定があつた際、当該指定のあつた地域又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該指定の日から起算して3年間は、なお従前の例による。

- 2 新たに条例第6条第四号又は第五号の規定による知事の指定があつた際、当該指定のあつた地域に現に許可を受けて表示され、又は設置されている広告塔及び広告板については、前項の規定にかかわらず、当該指定の日以降最初に許可期間が満了する日の翌日から起算して2年を経過する日又は当該指定の日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間は、なお従前の例による。

(昭62規則9・全改、平17規則153・旧第7条の3繰下・一部改正、平19規則44・一部改正)

(新たに指定された許可区域に関する特例)

第10条の2 新たに条例第8条第四号の規定による指定があつた際、当該指定のあつた区域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該指定の日から当該区域ごとに知事が別に定める日までの間は、表示し、又は設置しておくことができる。

(平21規則16・追加)

（地区計画等の区域における広告物等の基準）

第 10 条の 3 条例第 9 条の規則で定める基準は、別表第 1 の 2 のとおりとする。

（平 20 規則 69・追加、平 21 規則 16・旧第 10 条の 2 繰下）

（広告誘導地区における合意書）

第 11 条 条例第 11 条第 2 項の合意書（以下「合意書」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 合意書における広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法に関する事項が、条例第 11 条第 1 項の誘導方針に則したものであること。

二 条例第 11 条第 1 項の広告誘導地区（以下「広告誘導地区」という。）における土地、建築物、工作物又は広告物等の所有者及びこれらを使用する権利を有する者の 3 分の 2 以上の合意によるものであること。

2 広告誘導地区における土地、建築物、工作物又は広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、合意書を作成したときは、当該合意書を知事に届け出るものとする。

3 前 2 項の規定は、合意書の変更及び廃止について準用する。

（平 17 規則 153・追加）

（まちづくり団体等）

第 11 条の 2 条例第 12 条の 2 第 1 項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

一 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項の認可地縁団体

二 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

三 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号の株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社

四 法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会

の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの

（令 2 規則 44・追加）

（活用地区の指定の申請）

第 11 条の 3 条例第 12 条の 2 第 1 項の規定による申請は、別記第 9 号様式の 3 による活用地区指定申請書により行うものとする。

2 条例第 12 条の 2 第 2 項の活用計画の案には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 条例第 12 条の 2 第 2 項第四号に規定する建築物その他の工作物等であつて、国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有するものにプロジェクションマッピングを表示する場合においては、当該建築物その他の工作物等の所有者等の承諾を証明する書面

二 その他知事が必要と認める書類

（令 2 規則 44・追加）

（プロジェクションマッピング活用計画に定める事項）

第 11 条の 4 条例第 12 条の 2 第 2 項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 プロジェクションマッピングの活用に係る運営体制

二 その他知事が必要と認める事項

（令 2 規則 44・追加）

（活用計画の変更等）

第 11 条の 5 条例第 12 条の 2 第 6 項の規定による変更の申請は、別記第 9 号様式の 4 の活用地区指定変更申請書に、当該変更に係る活用計画の案を添えて行わなければならない。

2 条例第 12 条の 2 第 8 項の規定による廃止の届出は、別記第 9 号様式の 5 の活用地区廃止届により行わなければならない。

(令 2 規則 44・追加)

(適用除外の基準)

第 12 条 条例第 13 条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

一 条例第 13 条第二号に掲げる広告物等

イ 条例第 6 条又は第 7 条に規定する禁止区域又は禁止物件に表示し、又は設置する広告物等で、表示面積が 10 m²を超えるものについては、別記第 10 号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。

ロ 別表第 2 の七の項上欄に掲げる地域地区等に表示し、又は設置する場合にあつては、同項の中欄に定める禁止事項一及び二に抵触しないこと。

二 条例第 13 条第三号に掲げる広告物等

イ 公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他社会一般の利益のために行う集会、行事、催物等のために表示するものであること。

ロ 別記第 10 号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。

ハ 表示期間が 30 日以内であること。

三 条例第 13 条第四号に掲げる広告物

表示面積の合計が、0.5 m²以下で、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の 20 分の 1 以下であること。

四 条例第 13 条第五号に掲げる広告物等

別表第 2 の上欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触せず、かつ、当該区分に応じて同表の下欄に定める広告物等の表示面積の範囲内であること。ただし、知事が別に定める場合においては、この限りでない。

五 条例第 13 条第六号に掲げる広告物等

表示面積の合計が、自己の管理する土地又

は自己の管理する物件の存する土地の面積について 1,000 m²までを 5 m²とし、5 m²に 1,000 m²を増すまでごとに 5 m²を加えて得た面積以下であること。

六 条例第 13 条第八号に掲げるプロジェクションマッピング

イ 表示期間が 3 月以内であること。

ロ 企業広告等（営利を目的として表示されるものをいう。以下同じ。）の占める割合（企業広告等の表示に係る投影時間と当該表示に係る投影面積の積を総投影時間と総投影面積の積で除して得た数値をいう。）がおおむね 3 分の 1 以下であること。

ハ 企業広告等による収益の用途が公益に関する目的を有すること。

ニ 別記第 10 号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。

2 前項第一号ロの基準は、次のいずれかに該当するもの（以下「文化財等から展望できない広告物等」という。）については適用しない。

一 条例第 6 条第四号（同条第一号から第三号まで及び第五号から第十二号までに掲げる地域又は場所を除く。）に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物及び同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定されたものから展望できないもの（建築物、工作物等により遮られ展望できないものを含む。）

二 条例第 6 条第五号（同条第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる地域又は場所を除く。）に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、歴史的又は都市美的価値を有する建造物及び文化財庭園など歴史的価値の高い施設から展望できないもの（建築物、工作物等により遮られ展望できな

いものを含む。)

- 3 第1項第四号に規定する禁止事項のうち、別表第2の七の項中欄に定めるもの(四を除く。)は、文化財等から展望できない広告物等については適用しない。

(昭51規則60・昭62規則9・全改、平17規則153・旧第8条繰下・一部改正、平19規則44・一部改正・第2・3項追加、平21規則16・一部改正、令2規則44・一部追加、令7規則11・一部追加)

第13条 条例第14条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

一 条例第14条第一号に掲げる広告物等

イ 別記第10号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。

ロ 会場の敷地(会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。)内に表示し、又は設置するものであること。

ハ 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項(商品名を除く。)を表示するものであること。

ニ 各広告物等の表示面積が10㎡以下であり、かつ、その間隔が30m以上であること。

ホ 広告物等の上端までの高さが地上5m以下であること。

ヘ 色彩が4色以内であること。

ト 表示期間が当該催物が開催される日の前日から終了する日までであること。

二 条例第14条第二号に掲げる広告物等

イ 電車又は自動車の車体(車輪及び車輪に附属する部分は車体に含まれない。以下同じ。)に、電車又は自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するものであること。

ロ 自動車の車体に、第18条第一号に掲げる事項を表示するものであること。

ハ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域(指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)、中核市(同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。))及び法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。)、指定都市の区域、中核市の区域又は法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域に存するものに、当該道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物等に関する条例の規定に従って表示するもの(宣伝車(自動車検査証に車体の形状(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第七号に規定する車体の形状をいう。))として放送宣伝と記載されている自動車をいう。以下同じ。))を除く。))であること。

三 条例第14条第四号に掲げる広告物

イ 別記第10号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。

ロ 宣伝の用に供されていない絵画、イラスト等であること。

(昭62規則9・追加、平8規則128・平12規則107・平15規則79・一部改正、平17規則153・旧第8条の2繰下・一部改正、平19規則44・一部改正、平成27規則54・一部改正、令2規則44・一部改正、令6規則23・一部改正)

第14条 条例第15条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

一 条例第15条第一号に掲げる広告物等

別表第2の上欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触

せず、かつ、表示面積（第 12 条第四号に掲げる広告物等の表示面積を含む。）の合計が 20 m²（学校及び病院に係る広告物等については、50 m²）以下であること。ただし、知事が別に定める場合においては、この限りでない。

二 条例第 15 条第二号に掲げる広告物等

イ 表示面積が 3 m²以下であること。

ロ 広告物等の上端までの高さが地上 5 m 以下であること。

ハ 寄贈者名、表示者名等を表示する部分の面積が当該広告物等の表示面積の 8 分の 1 以下であること。

三 条例第 15 条第三号に掲げる広告物等

近隣の店舗、事務所、工場等の案内誘導を目的とするもの（以下「案内誘導広告物等」という。）であること。

四 条例第 15 条第四号に掲げる広告物等

第 19 条第 1 項に掲げる規格に適合すること。

五 条例第 15 条第五号に掲げる広告物等

イ 柱又は壁面に表示し、又は設置するものであること。

ロ 表示面積が、知事の指定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路（以下「歩行者道」という。）の区域内の柱及び壁面の総面積の 10 分の 6 以下であること。

ハ 各広告物等の色彩及び意匠が、歩行者道の色彩及び意匠に全体として調和したものであること。

ニ 近隣の道路又は建物、交通機関等への案内誘導を目的とする標識の識別が困難としないものであること。

六 条例第 15 条第六号に掲げる広告物等

第 19 条第 1 項に規定する規格に適合すること。

七 条例第 15 条第七号に掲げる非営利目的のための広告板

イ 第 18 条第一号に掲げる事項を表示するためのものであること。

ロ 別表第 2 の七の項上欄に掲げる地域地

区等に表示し、又は設置する場合にあつては、同項の中欄に定める禁止事項一及び二に抵触しないこと。

2 前項の基準は、条例第 15 条に掲げる広告物等のうち、条例第 6 条第十号及び第十一号に掲げる地域（同条第一号から第九号まで及び第十二号に掲げる地域又は場所を除く。）に表示し、又は設置する広告物等で、当該広告物等を表示し、又は設置する当該地域の路線用地から展望できないもの（第 17 条第 2 項において「路線用地から展望できない広告物等」という。）については適用しない。

3 第 1 項第一号に規定する禁止事項のうち別表第 2 の七の項中欄に定めるもの（四を除く。）は、文化財等から展望できない広告物等については適用しない。

4 第 1 項第七号ロの基準は、文化財等から展望できない広告物等については適用しない。

（昭 62 規則 9・追加、平 15 規則 220・一部改正、平 17 規則 153・旧第 8 条の 3 繰下・一部改正、平 19 規則 44・第 1 項七号・第 3・4 項追加、令 7 規則 11・一部追加）

第 15 条 条例第 15 条第二号の規則で定める道標、案内図板等の広告物等で公共的目的をもつて表示するものは、駐車場案内標識など、近隣の道路、建物、公共施設又は交通機関等への案内誘導等を目的とするものをいう。

（平 17 規則 153・追加）

第 16 条 条例第 15 条第六号の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、避難標識又は案内図板等とする。

（平 15 規則 220・追加、平 17 規則 153・旧第 8 条の 4 繰下・一部改正）

第 17 条 条例第 16 条ただし書の規定による許可の基準は、次に定めるとおりとする。

一 案内誘導広告物等であること。

二 表示面積が 6 m²以下であること。

三 広告物等の上端までの高さが地上 8 m 以下であること。

四 光源が点滅しないこと。

2 前項の基準は、条例第 16 条第一号に掲げる広告物等のうち、路線用地から展望できない広告物等については適用しない。

(昭 62 規則 9・追加、平 15 規則 220・旧第 8 条の 4 繰下、平 17 規則 153・旧第 8 条の 5 繰下・一部改正)

(非営利広告物等)

第 18 条 条例第 17 条の非営利広告物等は、次の要件に該当する広告物等とする。

一 次に掲げるいずれかの事項を表示するものであること。

イ 収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物等

ロ 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物等

二 表示期間が 30 日以内であること。

三 表示面積がはり紙（ポスターを含む。以下同じ。）及びはり札等（条例第 7 条第 2 項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）にあつては 1 m² 以下、立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）にあつては 3 m² 以下であること。

四 広告面又は見やすい箇所に表示者名又は連絡先を明記してあること。

(昭 62 規則 9・旧第 8 条第 2 項繰下・一部改正、平 17 規則 153・旧第 9 条繰下、平 20 規則 267・一部改正)

(規格)

第 19 条 条例第 21 条第 1 項の規定による規格は、別表第 3 のとおりとする。

2 条例第 21 条第 2 項の規則で定める基準は、表示面積が 10 m²（電車並びに路線バス及び観光バス（以下「路線バス等」という。）の車体に表示する場合にあつては、別表第 3 六の部（三）の

項に掲げる表示面積）以下とする。

3 条例第 21 条第 3 項の規則で定める基準は、別表第 4 のとおりとする。

(昭 46 規則 51・昭 47 規則 103・昭 51 規則 60・一部改正、昭 62 規則 9・全改、平 12 規則 107・平 13 規則 249・一部改正、平 17 規則 153・旧第 10 条繰下・一部改正、平 19 規則 44、平 23 規則 72・一部改正)

(総表示面積の基準等)

第 20 条 条例第 22 条の規則で定めるプロジェクションマッピングは、次に掲げるものとする。

一 条例第 12 条の 2 第 4 項の規定により指定された活用地区に表示するプロジェクションマッピングで、同条第 2 項第四号に規定する建築物その他の工作物等に表示されるもの

二 第 12 条第 1 項第六号の基準に適合するプロジェクションマッピングで、表示期間が 14 日以内のもの

2 条例第 22 条の規則で定める基準は、一建築物の壁面面積（壁面のうち、地盤面（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 2 項に規定する地盤面をいう。以下同じ。）から、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域（都市計画法第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域をいう。以下同じ。）内にあつては 33m、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外にあつては 52m までの高さの部分の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）に 10 分の 6 を乗じて得た面積とする。

(昭 51 規則 60・全改、昭 57 規則 60・一部改正、昭 62 規則 9・旧第 10 条繰下・全改、平 8 規則 128・一部改正、平 17 規則 153・旧第 11 条繰下・一部改正、令 2 規則 44・一部追加)

(許可を要しない変更等)

第 21 条 条例第 27 条第 1 項の規則で定める場合は、広告物等の表示内容又は形態に変更を来さない補強工作又は塗装換え等を行う場合とする。

(昭 51 規則 60・全改、昭 62 規則 9・一部改正、
平 17 規則 153・旧第 12 条繰下・一部改正)

(許可の取消し及び行政措置命令)

第 22 条 知事は、条例第 31 条の規定により許可を取り消す場合は、別記第 11 号様式による屋外広告物許可取消書を交付するものとする。

2 知事は、条例第 31 条又は条例第 32 条第 1 項の規定により必要な措置(条例第 31 条又は条例第 32 条第 1 項の規定による広告物等の除却を除く。)を命ずる場合は、別記第 12 号様式又は第 13 号様式による措置命令書を交付するものとする。

3 知事は、条例第 31 条又は条例第 32 条第 1 項の規定により広告物等の除却を命ずる場合は、別記第 14 号様式又は第 15 号様式による屋外広告物除却命令書を交付するものとする。

(平 17 規則 153・追加)

(意見陳述の機会の付与)

第 23 条 条例第 33 条第 2 項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、別記第 16 号様式による意見等表明書(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、措置命令を受けた広告物の表示者等(条例第 20 条に規定する広告物の表示者等をいう。以下同じ。)に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- 一 公表しようとする内容
- 二 公表の根拠となる条例等の条項
- 三 公表の原因となる事実
- 四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の規定による通知を受けた広告物の表示

者等又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

6 知事は、広告物の表示者等又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかつたときは、条例第 33 条第 1 項の規定による公表をすることができる。

(平 17 規則 153・追加)

(除却等に要した費用の徴収)

第 24 条 知事は、条例第 34 条第 1 項及び第 2 項に規定する広告物等の除却、保管及び公告に要した費用を所有者等(法第 8 条第 6 項に規定する所有者等をいう。)から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用のうち、法第 7 条第 4 項の規定により知事が自ら除却し、又は命じた者に除却させた広告物等に係る除却等に要した費用については、次の各号に掲げる広告物等の種類に応じ、当該各号に定める額を徴収するものとする。

- 一 はり紙 1 枚につき 600 円
- 二 はり札等又は立看板等 1 枚につき 1,800 円
- 三 広告旗(条例第 7 条第 2 項に規定する広告旗をいう。以下同じ。) 1 本につき 1,800 円

(平 17 規則 153・追加、平 20 規則 267・一部改正)

(除却した広告物等の公告場所)

第 25 条 条例第 34 条第 3 項第一号の規則で定める場所は、事務所、出張所又はこれらに類する

場所の掲示板とする。

- 2 条例第 34 条第 4 項の保管物件一覧表は、別記第 17 号様式によるものとし、同項の規則で定める場所は、前項の事務所、出張所又はこれらに類する場所とする。

(平 17 規則 153・追加)

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

- 第 26 条** 条例第 37 条に規定する保管した広告物等の売却の手続は、不用の決定がされた物品の売払いの例による。

(平 17 規則 153・追加)

(広告物等の返還に係る受領書)

- 第 27 条** 条例第 38 条の規則で定める受領書は、別記第 18 号様式によるものとする。

(平 17 規則 153・追加)

(屋外広告業登録の申請)

- 第 28 条** 条例第 40 条第 1 項の登録申請書（以下「登録申請書」という。）は、別記第 19 号様式によるものとする。

- 2 条例第 40 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 条例第 40 条第 1 項の登録申請者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。以下同じ。）が、条例第 42 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

二 登録申請者が置いた条例第 48 条第 1 項に規定する業務主任者（以下「業務主任者」という。）が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

三 登録申請者（登録申請者が法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同

一の能力を有しない未成年者である場合にあつては当該登録申請者及びその法定代理人）の略歴を記載した書面

- 四 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

五 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書面

- 3 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。

一 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人）

二 登録申請者が選任した業務主任者

- 4 条例第 40 条第 2 項及び第 2 項第一号の誓約する書面は、別記第 20 号様式による誓約書によるものとする。

- 5 第 2 項第三号の書面は、別記第 21 号様式による登録申請者の略歴書によるものとする。

(昭 51 規則 60・追加、昭 62 規則 9・一部改正、平 8 規則 128・一部追加、平 17 規則 153・旧第 13 条繰下・全改、平 23 規則 130・一部改正)

(変更又は廃業等の届出)

- 第 29 条** 条例第 43 条第 1 項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記第 22 号様式による屋外広告業登録事項変更届出書に添付しなければならない。

一 条例第 40 条第 1 項第一号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面

二 条例第 40 条第 1 項第二号に掲げる事項の

変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

三 条例第 40 条第 1 項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第 2 項第一号及び第三号の書面

四 条例第 40 条第 1 項第四号に掲げる事項の変更 前条第 2 項第一号、第三号及び第五号の書面

五 条例第 40 条第 1 項第五号に掲げる事項のうち、業務主任者の氏名の変更 前条第 2 項第二号の書面

2 前条第 3 項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

3 条例第 45 条第 1 項の規定による廃業等の届出は、別記第 23 号様式による屋外広告業廃業等届出書により行うものとする。

（平 17 規則 153・追加）

（屋外広告業者登録簿）

第 30 条 条例第 41 条第 1 項に規定する登録は、別記第 24 号様式により行うものとする。

2 条例第 44 条に規定する屋外広告業者登録簿の閲覧は、条例第 40 条第 1 項の規定による屋外広告業の登録申請を受け付ける場所で行うものとする。

（平 17 規則 153・追加）

（登録通知書の交付）

第 31 条 条例第 41 条第 2 項の規定による通知は、別記第 25 号様式による屋外広告業登録通知書により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第 43 条第 2 項の規定による登録をした旨の通知について準用する。

（平 17 規則 153・追加）

（登録の拒否の通知）

第 32 条 条例第 42 条第 2 項の規定による登録の拒否の通知は、別記第 26 号様式による屋外広告業登録拒否通知書により行うものとする。

（平 17 規則 153・追加）

（講習会の開催等）

第 33 条 条例第 47 条第 1 項の規定による講習会（以下「講習会」という。）は、次に掲げる講習科目により行う。

- 一 広告物法規
- 二 広告物の表示の方法
- 三 広告物の施工

2 講習会を開催する期日、場所その他講習会の開催について必要な事項は、知事があらかじめ東京都公報で公告する。

3 講習会を受けようとする者は、別記第 27 号様式による屋外広告物講習会受講申込書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、講習会を修了した者に対し、別記第 28 号様式による屋外広告物講習会修了証を交付する。

（昭 51 規則 60・追加、昭 62 規則 9・一部改正、平 17 規則 153・旧第 14 条繰下・一部改正）

（受講の免除）

第 34 条 講習会を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものについては、その申請により、前条第 1 項第三号に掲げる講習科目の受講を免除する。

- 一 第 2 条第一号に該当する者
- 二 第 2 条第二号に該当する者
- 三 第 2 条第三号に該当する者
- 四 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく準則訓練（帆布製品製造科の準則訓練に限る。）を修了した者、職業訓練指導員免許（帆布製品科の免許に限る。）を受けた者又は技能検定（帆布製品製造の技能検定に限る。）に合格した者

2 前項に規定する申請は、前条第 3 項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、前項各号の一に該当することを証する書面を添付して行わなければならない。

（昭 51 規則 60・追加、昭 61 規則 25・昭 62 規則 9・平 8 規則 128・一部改正、平 17 規則 153・

旧第 15 条繰下)

(業務主任者の資格等)

第 35 条 条例第 48 条第 1 項第五号の規定による同項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- 一 営業所における広告物等の表示又は設置の責任者として 5 年以上の経験を有し、かつ、過去 5 年間にわたり広告物に関する法令に違反したことがない者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が特に認める者
- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、別記第 29 号様式による業務主任者資格認定申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の認定をしたときは、申請者に別記第 30 号様式による認定証を交付するものとする。
- 4 条例第 48 条第 2 項第三号に規定する規則で定める事項は、第 37 条第 1 項各号に掲げる事項とする。
(昭 51 規則 60・追加、昭 62 規則 9・一部改正、平 17 規則 153・旧第 16 条繰下・第 4 項追加・一部改正)

(標識の掲示)

第 36 条 条例第 49 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 営業所の名称
- 四 業務主任者の氏名
- 2 条例第 49 条に規定する標識の掲示は、別記第 31 号様式による屋外広告業者登録票により行うものとする。
(平 17 規則 153・追加)

(帳簿の記載事項等)

第 37 条 条例第 50 条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 注文者（屋外広告業者に広告物等の表示又は設置を委託する者をいう。）の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物等の表示又は設置の場所
- 三 表示又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- 四 表示又は設置の年月日
- 五 請負金額
- 2 条例第 50 条の規定による帳簿の備付け等は、別記第 32 号様式により行うものとする。
- 3 第 1 項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもの（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿の備付け等に代えることができる。
- 4 第 2 項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 5 屋外広告業者は、第 2 項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。
(平 17 規則 153・追加)

(登録の取消し又は営業の停止)

第 38 条 知事は、条例第 52 条第 1 項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、別記第 33 号様式による屋外広告業登録抹消通知書を交付するものとする。

- 2 知事は、条例第 52 条第 1 項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ずる場合は、別記第

34 号様式による営業停止命令書を交付するものとする。

(平 17 規則 153・追加)

(監督処分簿)

第 39 条 条例第 53 条第 1 項の屋外広告業者監督処分簿は、別記第 35 号様式によるものとする。

2 条例第 53 条第 1 項の規則で定める閲覧所は、条例第 40 条の規定により屋外広告業の登録申請を受け付ける場所とする。

3 条例第 53 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 処分の原因となつた屋外広告業者の行為等
- 二 罰則等の適用状況
- 三 その他必要な事項

(平 17 規則 153・追加)

(立入検査証)

第 40 条 条例第 54 条第 2 項の規定による証明書は、別記第 35 号様式の 2 によるものとする。

2 条例第 66 条第 2 項の規定による証明書は、別記第 36 号様式によるものとする。

(昭 62 規則 9・追加、平 17 規則 153・旧第 17 条繰下・一部改正、平 19 規則 44・第 1 項追加・旧第 1 項繰下)

(過料に処す場合の手続)

第 41 条 知事は、条例第 71 条に規定する過料に処す場合には、事前にその旨を別記第 37 号様式による告知書兼弁明書により告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 過料の徴収は、別記第 38 号様式による過料処分通知書を発行することにより行う。

3 知事は、過料処分について、別記第 39 号様式による過料処分整理簿を備え付けなければならない。

(平 17 規則 153・追加)

別表第1(第8条関係)

広告物の種類		期間
一	広告塔 広告板 アーチ 装飾街路灯 プロジェクションマッピング	2年以内
二	小型広告板 電柱又は街路灯柱の利用広告 標識利用広告 宣伝車 車体利用広告	1年以内
三	はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 アドバルーン 広告幕 店頭装飾	1月以内

別表第1の2(第10条の3関係)

地区計画等の名称	地区計画等の区域	広告物等の基準
一 東京都市計画地区計画 一之江境川親水公園沿線 景観形成地区地区計画(平成18年江戸川区告示第487号。以下この項において「当地区計画」という。)	江戸川区一之江一丁目、一之江五丁目、一之江六丁目、一之江町、二之江町、西一之江三丁目、松江六丁目、松江七丁目、船堀五丁目、船堀六丁目及び船堀七丁目各地内	一 条例第13条から第17条までに規定する広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等(同条ただし書の規則で定める基準に適合する場合を除く。)については、次の基準に該当するものであること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこと。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 建築物の壁面を利用する広告物等の表示面積の合計は、当地区計画で定める住居街区(以下この項において単に「住居街区」という。)にあつては15平方メートル以下、当地区計画で定める複合街区(以下この項において単に「複合街区」という。)にあつては20平方メートル以下であること。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、住宅街区にあつては5メートル以下、複合街区にあつては10メートル以下であること。
二 東京都市計画地区計画 麴町地区地区計画(平成20年千代田区告示第117号。)	一 千代田区麴町一丁目地内	一 条例第13条から第17条までに規定する広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等(同条ただし書の規則で定める基準に適合する場合を除く。)については、次の基準に該当するものであること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこと。 (二) 赤色光又は黄色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 露出した光源を使用しないこと。 (五) 表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。 (六) 土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。

	(七) 地盤面から広告物等の上端までの高さが10メートル以上であるものについては、当該広告物に使用する色彩のマンセル値が、次の表の上欄に掲げる色相の区分に応じて、同表の下欄に定める彩度を超えないこと。ただし、一広告物の表示面積の3分の1以下の面積については、同表の下欄に定める彩度を超えて使用することができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1Rから10Rまで</td><td>5</td></tr> <tr> <td>0. 1YRから5Yまで</td><td>6</td></tr> <tr> <td>5. 1Yから10Gまで</td><td>4</td></tr> <tr> <td>0. 1BGから10Bまで</td><td>3</td></tr> <tr> <td>0. 1PBから10RPまで</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0. 1Rから10Rまで	5	0. 1YRから5Yまで	6	5. 1Yから10Gまで	4	0. 1BGから10Bまで	3	0. 1PBから10RPまで	4
色相	彩度												
0. 1Rから10Rまで	5												
0. 1YRから5Yまで	6												
5. 1Yから10Gまで	4												
0. 1BGから10Bまで	3												
0. 1PBから10RPまで	4												
二 千代田区麴町二丁目、麴町三丁目、麴町四丁目及び麴町五丁目各地内	一 次の基準に該当するものであること。 (一) 赤色光又は黄色光を使用しないこと。 (二) 光源が点滅しないこと。 (三) 露出した光源を使用しないこと。 (四) 広告板又は広告幕の表示面積の合計は、20平方メートル以下であること。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。 (六) 地盤面から広告物等の上端までの高さが10メートル以上であるものについては、当該広告物に使用する色彩のマンセル値が、次の表の上欄に掲げる色相の区分に応じて、同表の下欄に定める彩度を超えないこと。ただし、一広告物の表示面積の3分の1以下の面積については、同表の下欄に定める彩度を超えて使用することができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1Rから10Rまで</td><td>5</td></tr> <tr> <td>0. 1YRから5Yまで</td><td>6</td></tr> <tr> <td>5. 1Yから10Gまで</td><td>4</td></tr> <tr> <td>0. 1BGから10Bまで</td><td>3</td></tr> <tr> <td>0. 1PBから10RPまで</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0. 1Rから10Rまで	5	0. 1YRから5Yまで	6	5. 1Yから10Gまで	4	0. 1BGから10Bまで	3	0. 1PBから10RPまで	4
色相	彩度												
0. 1Rから10Rまで	5												
0. 1YRから5Yまで	6												
5. 1Yから10Gまで	4												
0. 1BGから10Bまで	3												
0. 1PBから10RPまで	4												
三 千代田区麴町五丁目及び麴町六丁目各地内	一 条例第13条から第17条までに規定する広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等(同条ただし書の規則で定める基準に適合する場合を除く。)については、次の基準に該当するものであること。												

		(一) 建築物の屋上へ取り付けないこと。 (二) 赤色光又は黄色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 露出した光源を使用しないこと。 (五) 表示面積の合計は、20平方メートル(学校及び病院に係る広告物等については、50平方メートル)以下であること。 (六) 土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。 (七) 地盤面から広告物等の上端までの高さが10メートル以上であるものについては、当該広告物に使用する色彩のマンセル値が、次の表の上欄に掲げる色相の区分に応じて、同表の下欄に定める彩度を超えないこと。ただし、一広告物の表示面積の3分の1以下の面積については、同表の下欄に定める彩度を超えて使用することができる。 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1Rから10Rまで</td><td>5</td></tr><tr><td>0.1YRから5Yまで</td><td>6</td></tr><tr><td>5.1Yから10Gまで</td><td>4</td></tr><tr><td>0.1BGから10Bまで</td><td>3</td></tr><tr><td>0.1PBから10RPまで</td><td>4</td></tr></table>	色相	彩度	0.1Rから10Rまで	5	0.1YRから5Yまで	6	5.1Yから10Gまで	4	0.1BGから10Bまで	3	0.1PBから10RPまで	4
色相	彩度													
0.1Rから10Rまで	5													
0.1YRから5Yまで	6													
5.1Yから10Gまで	4													
0.1BGから10Bまで	3													
0.1PBから10RPまで	4													
三 東京都市計画地区計画 花畑五丁目地区地区計画 (平成23年足立区告示第362号)	足立区花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目及び花畑六丁目各地内	一 条例第 13 条から第 17 条までに規定する広告物等であること。 二 赤色光を使用しないこと。 三 光源が点滅しないこと。 四 露出した光源を使用しないこと。 五 建築物の壁面に表示し、又は設置する広告物等については、次の基準に該当するものであること。 (一) 広告物等の表示面積が 50 平方メートル以下であること。 (二) 広告物等を表示し、又は設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計が、当該壁面面積の 10 分の 1 以下であること。 六 建築物の屋上を利用する広告塔及び広告板（以下この項において「広告塔等」という。）については、次の基準に該当するものであること。 (一) 一建築物につき、表示し、又は設置する広告塔等は 2 基以下、かつ、表示面積は合計で 120 平方メートル以下であること。 (二) 一面の表示面積は、50 平方メートル												

		以下であること。 (三) 地盤面から広告塔等の上端までの高さは、25メートル以下であること。
四 東京都市計画地区計画 西新井三丁目地区地区計画(平成17年足立区告示第374号)	足立区西新井三丁目地内	一 条例第13条から第17条までに規定する広告物等であること。 二 建築物の屋上へ取り付けないこと。 三 建築物の壁面から突出させないこと。 四 赤色光を使用しないこと。 五 光源が点滅しないこと。 六 露出した光源を使用しないこと。 七 表示面積の合計は、20平方メートル(学校及び病院に係る広告物等にあつては、50平方メートル)以下であること。 八 広告物に使用する色彩は、足立区景観条例(平成21年足立区条例第24号)第22条の規定により足立区長に提出された西新井第三団地地区景観ガイドラインの基準を満たすこと。
五 東京都市計画防災街区整備地区計画小山台一丁目地区防災街区整備地区計画(平成18年品川区告示第420号)	品川区小山台一丁目及び西五反田四丁目各地内	一 建築物の屋上へ取り付けないこと。 二 有色光を使用しないこと。 三 光源が点滅しないこと。 四 露出した光源を使用しないこと。
六 東京都市計画地区計画 二之江西地区地区計画(平成二十三年江戸川区告示第四百三十七号。以下この項において「当地区計画」という。)	江戸川区春江町四丁目、春江町五丁目、西瑞江五丁目及び江戸川六丁目各地内	一 条例第13条から第17条までに規定する広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等(同条ただし書の規則で定める基準に適合する場合を除く。)については、次の基準に該当するものであること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこと。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 表示面積の合計は、当地区計画で定める景観街区A(以下この項において単に「景観街区A」という。)及び当地区計画で定める景観街区B(以下この項において単に「景観街区B」という。)にあつては10平方メートル以下、当地区計画で定める景観街区C(以下この項において単に「景観街区C」という。)にあつては20平方メートル以下であること。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、景観街区A及び景観街区Bにあつては5メートル以下、景観街区Cにあつては10メートル以下であること。
七 東京都市計画地区計画 江戸川五丁目付近地区地区計画(平成二十六年江戸川区告示第七十六号。以下この項において「当地区計画」という。)	江戸川区江戸川四丁目、江戸川五丁目、江戸川六丁目、西瑞江五丁目及び春江町四丁目各地内	当地区計画で定める景観街区C(以下この項において単に「景観街区C」という。)、当地区計画で定める景観街区D(以下この項において単に「景観街区D」という。)

画」という。)		いう。)及び当地区計画で定める景観街区E（以下この項において単に「景観街区E」という。）に表示し、又は設置する広告物等については、次の基準に該当するものであること。 一 条例第13条から第17条までに規定する広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等（同条ただし書の規則で定める基準に適合する場合を除く。）については、次の基準に該当するものであること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこと。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 表示面積の合計は、景観街区Cにあつては20平方メートル以下、景観街区D及び景観街区Eにあつては10平方メートル以下であること。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、景観街区Cにあつては10メートル以下、景観街区D及び景観街区Eにあつては5メートル以下であること。
---------	--	---

別表第2(第12条、第14条関係)

地域地区等	禁止事項	広告物等の表示面積
一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域(都市計画法第8条第1項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域をいう。第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域については、以下同じ。)	一 建築物の屋上へ取り付けないこと。 二 建築物の壁面から突出させないこと。 三 ネオン管を使用しないこと。 四 条例第6条第十号及び第十一号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該広告物等を表示し、又は設置する地域の路線用地から展望できるもの(以下この表において「路線用地から展望できる広告物等」という。)については、次のとおりであること。	合計が5平方メートル以下
二 風致地区(都市計画法第8条第1項第七号に規定する風致地区をいう。以下同じ。)	(一) 光源が点滅しないこと。 (二) 赤色光を使用しないこと(ただし、赤色光を使用する部分の面積が広告物等の表示面積の20分の1以下である場合にあつては、赤色光を使用することができる。以下同じ。)	
三 特別緑地保全地区(都市計画法第8条第1項第十二号に規定する特別緑地保全地区をいう。)		

四 国立公園、国定公園及び東京都立自然公園の特別地域(自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項及び第73条第1項に規定する特別地域をいう。)														
五 第一種文教地区(東京都文教地区建築条例(昭和25年東京都条例第88号)第2条に規定する第一種文教地区をいう。以下同じ。)														
六 条例第6条第三号の規定により定められた地域又は都市計画法第8条第1項第一号の地域以外の地域において、条例第6条第十二号の規定により定められた地域														
七 条例第6条第四号及び第五号の規定により定められた地域	一 建築物の屋上へ取り付けないこと。 二 光源を使用しないこと。 三 使用する色彩のマンセル値が、次の表の上欄に掲げる色相の区分に応じ、同表の下欄に定める彩度を超えないこと。ただし、一広告物の表示面積の三分の一以下の面積については、同表の下欄に定める彩度を超えて使用することができる。 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1Rから10Rまで</td><td>5</td></tr><tr><td>0.1YRから5Yまで</td><td>6</td></tr><tr><td>5.1Yから10Gまで</td><td>4</td></tr><tr><td>0.1BGから10Bまで</td><td>3</td></tr><tr><td>0.1Bから10RPまで</td><td>4</td></tr></table> 四 路線用地から展望できる広告物等(文化財等から展望できない広告物等を含む。)については、次のとおりであること。 (一) 光源が点滅しないこと。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 露出したネオン管を使用しないこと。	色相	彩度	0.1Rから10Rまで	5	0.1YRから5Yまで	6	5.1Yから10Gまで	4	0.1BGから10Bまで	3	0.1Bから10RPまで	4	一 左欄一から六までに掲げる地域地区等 合計が5平方メートル以下 二 一以外に掲げる地域地区等 合計が10平方メートル以下
色相	彩度													
0.1Rから10Rまで	5													
0.1YRから5Yまで	6													
5.1Yから10Gまで	4													
0.1BGから10Bまで	3													
0.1Bから10RPまで	4													
八 全域	条例第7条第1項第一号及び第七号に掲げる物件から突出させないこと。	合計が5平方メートル以下												
九 第二種文教地区(東京都文教地区建築条例第2条に規定する第二種文教地区をいう。)	路線用地から展望できる広告物等については、次のとおりであること。 一 光源が点滅しないこと。 二 赤色光を使用しないこと。	合計が10平方メートル以下												

十 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(都市計画法第8条第1項第一号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。商業地域については、以下同じ。)	路線用地から展望できる広告物等については、次のとおりであること。 一 光源が点滅しないこと。 二 赤色光を使用しないこと。 三 露出したネオン管を使用しないこと。	
十一 都市計画法第8条第1項第一号に規定する地域以外の地域		
十二 十に掲げる地域内の景観地区(都市計画法第8条第1項第六号に規定する景観地区をいう。)のうち知事が指定する区域及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条第1項第六号の規定により定められた美観地区	一 建築物の屋上へ取り付けないこと。 二 光源が点滅しないこと。 三 赤色光を使用しないこと。 四 露出したネオン管を使用しないこと。	
十三 十に掲げる地域内において、条例第6条第十二号の規定により定められた地域		
十四 条例第8条第四号の規定により指定された区域(平成21年東京都告示第465号により指定された区域に限る。以下「指定区域」という。)		5平方メートル未満

別表第3(第19条関係)

一 広告塔及び広告板

(一) 土地に直接設置する広告塔及び広告板

- 1 広告塔及び広告板(以下「広告塔等」という。)の高さが地上10m以下であること。ただし、商業地域内にある条例第13条第五号に掲げる広告物等である広告塔等については、地上13m以下であること。
- 2 道路の上空に突出する広告塔等については、道路境界線からの出幅が1m以下であり、かつ、道路面から当該突出部分の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5m以上(道路境界線からの出幅が0.5m以下のものにあつては、2.5m以上)、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5m以上であること。
- 3 第一種文教地区又は条例第6条第一号ただし書の規定により指定した区域若しくは同条第二号ただし書の規定により指定した区域のうち風致地区(以下「第一種文教地区等」という。)内に設置する広告塔等については、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用せず、又は光源が点滅しないこと。
- 4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線から50m以内の地域内に設置する広告塔等で、当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できるものについては、光源が点滅しないこと。

(二) 建築物の屋上を利用する広告塔等

- 1 木造の建築物の屋上に設置する広告塔等については、地盤面から当該広告塔等の上端までの高さが10m以下であること。
 - 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造又は不燃構造の建築物の屋上に設置する広告塔等(地盤面から広告塔等の上端までの高さが10m以下のものを除く。以下八4において同じ。)については、当該広告塔等の高さが地盤面から広告塔等を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、当該地盤面から広告塔等の上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域内にあつては33m以下、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域外にあつては52m以下であること。この場合において、階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分(以下「屋上構造物」という。)の上に設置する広告塔等については、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合にあつては、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに算入し、建築物の高さに算入しないものとする。
 - イ 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第二号に規定する建築面積をいう。以下同じ。)の8分の1以下のとき。
 - ロ 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合において、当該広告塔等が屋上構造物の壁面の直上垂直面から突出するとき。
 - 3 条例第15条第一号に掲げる広告塔等で、光源が点滅せず、かつ、屋上構造物の壁面に設置するものについては、2に規定する地盤面から広告塔等の上端までの高さの限度を超えて設置することができる。ただし、広告物のそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100m以下の場合にあつては3m以下、100mを超える場合にあつては5m以下とする。
 - 4 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないこと。
 - 5 第一種文教地区等内に設置する広告塔等については、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用せず、又は光源が点滅しないこと。
 - 6 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線から50m以内の地域内に設置する広告塔等で、当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できるものについては、光源が点滅しないこと。
- 二 建築物の壁面を利用する広告物等(プロジェクションマッピングを除く。以下七まで同じ。)
- 1 地盤面から広告物等の上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域内にあつては33m以下、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域外にあつては52m以下であること。
 - 2 条例第15条第一号に掲げる広告物等で光源が点滅しないものについては、1に規定する高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。ただし、広告物のそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100m以下の場合にあつては3m以下、100mを超える場合にあつては5m以下とする。
 - 3 壁面の外郭線から突出して表示し、又は設置しないこと。
 - 4 窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと。ただし、広告幕については、非常用の進入口及び避難器具が設置された窓又は開口部(建築基準法施行令第126条の6第二号に規定する窓又は開口部を含む。)を除き、この限りでない。
 - 5 広告物等(広告幕を除く。)の表示面積が商業地域内にあつては100㎡以下、商業地域外にあつては50㎡以下であり、かつ、広告物等(広告物の表示期間が7日以内のものを除く。)を表示し、又は設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計が当該壁面面積の10分の3以下であること。
 - 6 建築物の一壁面に内容を同じくする広告物等を表示し、又は設置する場合においては、各広告物等の間隔が5m以上であること。
 - 7 第一種文教地区等内に表示し、又は設置する広告物等については、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用せず、又は光源が点滅しないこと。
 - 8 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線から50m以内の地域内に表示し、又

は設置する広告物等で、当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できるもの(以下「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できる広告物等」という。)については、光源が点滅しないこと。

三 建築物から突出する形式の広告物等

- 1 地盤面から広告物等の上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域内にあつては33m以下、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域外にあつては52m以下であること。
- 2 広告物等(つり下げ式のものを含む。)の道路境界線からの出幅が1m以下であり、かつ、当該建築物からの出幅が1.5m以下であること。
- 3 道路面から広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5m以上(道路境界線からの出幅が0.5m以下のものにあつては2.5m以上)、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5m以上であること。
- 4 広告物等の上端が当該広告物等を表示し、又は設置する壁面の上端を越えないこと。
- 5 広告物等の構造体が鉄板等で被覆されることにより露出していないこと。
- 6 第一種文教地区等内に表示し、又は設置する広告物等については、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用せず、又は光源が点滅しないこと。
- 7 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できる広告物等については、光源が点滅しないこと。

四 電柱又は街路灯柱を利用する広告物等

(一) 電柱を利用するもの

- 1 案内誘導広告物等であること。
- 2 種別等が次の表のとおりであること。

(単位 メートル)

種別		規模	面数	道路面から広告物等の下端までの高さ	備考
一 巻付け広告	1	縦1.50以下×横0.33以下	2面以内	1.60以上	一 国又は地方公共団体が表示し、又は設置する場合に限る。 二 1の広告物等が表示し、又は設置されているときは、当該広告物等の下部に接続しなければならない。
	2	縦0.40以下×横0.33以下	2面以内	1.20以上	
二 添架広告		縦1.20以下×横0.48以下	2面以内	一 歩車道の区別のある道路の歩道上 3.50以上 二 歩車道の区別のない道路の道路上 4.50以上	

- 3 色彩が4色以内であり、かつ、地色が黒、赤又は黄でないこと。

(二) 街路灯柱を利用するもの

- 1 商店会、自治会・町会等が表示し、又は設置する広告物等であること。
- 2 街路灯柱から突出して添架する広告物等については、道路面から当該広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5m以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5m以上であること。

五 道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置する広告物等

- (一) 東京国際空港内の道路(建築基準法第42条第1項第五号の規定により昭和36年東京都告示第560号で指定した道路に限る。)の路線用地から展望できる広告塔等及びこれらに類するもの
設置の場所等が次の表のとおりであること。

設置の場所	広告塔等の 間隔	広告塔等の上 端までの高さ	広告塔等の構 造	広告塔等の表 示方法	形状	色彩
大田区羽田五丁目、羽田六丁目及び羽田旭町の各一部で、海老取川西側境界線から幅員50m以内の地域	2m以上	地上10m以下	裏側の骨組みが見えないこと。	1面の広告塔等に表示する広告は、1広告であること。	長方形	地色が黒又は原色でないこと。

備考

広告塔等の間隔は、広告塔等を道路の路面に垂直であり、かつ、車両の進行方向に平行である面に投影した場合における各広告塔等の間の距離をいう。

- (二) 鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物(土地に直接設置する広告物等で、条例第13条に掲げるもの以外のものをいう。)及びこれに類するもの

設置の場所等が次の表のとおりであること。

設置の場所	鉄道及び軌道の境界線からの距離	広告物等の間隔	広告物等の上端までの高さ	広告物等の表示面積	広告物等の構造	広告物等の表示方法	形状	色彩
特別区及び市の存する区域(商業地域を除く。)内の鉄道及び軌道の沿線	30m以上	50m以上	地上5m以下	30㎡以下	裏側の骨組みが見えないこと。ただし、すのこ張りの構造物等は、この限りでない。	1面の広告物等に表示する広告は、1広告であること。	長方形	地色が黒又は原色でないこと。
特別区及び市の存する区域以外の区域内の鉄道及び軌道の沿線	50m以上	100m以上		40㎡以下				

備考

広告物等の間隔は、広告物等を鉄道及び軌道の路面に垂直であり、かつ、車両の進行方向に平行である面に投影した場合における各広告物等の間の距離をいう。

- 六 電車又は自動車(道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域又は中核市の区域に存するもの(宣伝車を除く。)を除く。)の外面を利用する広告物等

- (一) 電車又は自動車の外面に表示し、又は設置してはならない広告物等

次に掲げる広告物等を電車又は自動車の外面に表示し、又は設置しないこと。

- 電光表示装置等により映像を映し出すものなど、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等
- 運転者をげん感させるおそれのある発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物等
- 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示する広告物等

- (二) 乗用車(ハイヤー及びタクシー(車体の窓又はドア等のガラス部分の内側から外側に向けて車両の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容及び第18条第一号に掲げる事項を表示する広告物等以外の広告物等を表示した車両(以下「車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の広告物等を表示したハイヤー及びタクシー」という。)を除く。))を除く。))、

貨物自動車又はバス(路線バス等を除く。)の外面を利用する広告物等

次のいずれかの広告物であること。

1 第13条第二号イ又はロに定める基準により表示する広告物等

2 乗用車(ハイヤー及びタクシー(車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の広告物等を表示したハイヤー及びタクシーを除く。))を除く。)、貨物自動車又はバス(路線バス等を除く。))の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を車体に表示する広告物等

(三) 電車、ハイヤー及びタクシー(車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の広告物等を表示したハイヤー及びタクシーを除く。))又は路線バス等の車体の外面を利用する広告物等

1 路面電車又は路線バス等における一の車体当たりの表示面積の合計は、車体底部を除く全表面積の10分の3以下であること。ただし、次に掲げる広告物等のみを表示する場合においては、この限りでない。

イ 第13条第二号イに定める基準により表示する広告物等

ロ 第18条第一号に掲げる事項を表示する広告物等

ハ 路面電車又は路線バス等の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する広告物等

ニ 路線バスの車体利用広告で長方形の枠を利用する方式による広告物等

2 電車(路面電車を除く。))における車体の一の外面に表示する各広告物等の面積の合計が当該外面面積の10分の1以下であること。ただし、次に掲げる広告物等のみを表示する場合においては、車体の一の外面における各広告物等の表示面積の合計は、当該外面面積の10分の3以下であること。

イ 第13条第二号イに定める基準により表示する広告物等

ロ 第18条第一号に掲げる事項を表示する広告物等

ハ 電車(路面電車を除く。))の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する広告物等

ニ 電車(路面電車を除く。))を利用した催物、行事等を表示するための広告物等で表示期間が6箇月以内のもの

ホ 国又は地方公共団体が地域の振興を目的として表示する広告物等

3 ハイヤー及びタクシー(車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の広告物等を表示したハイヤー及びタクシーを除く。))の外面を利用する広告物等の種別等は次の表のとおりであること。ただし、第13条第二号イ又はロに定める基準により表示する広告物等及び車両の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を車体に表示する広告物等については、この限りでない。

種別	表示の位置	規模	備考
車体側面に表示する広告物	ドア部分	各側面につき1.4平方メートル以下とする。	広告物等の色彩は、車体の色彩と調和のとれたものとする。
広告物を掲出するために車体屋根部分の上部に設置する六面体状の立体(以下この表において「立体」という。))及びこれに表示する広告物(以下この表において「広告物等」という。))	車体側面と同方向の面	一 表示面の縦は、0.36メートル以下とする。 二 表示面の横は、1.25メートル以下とする。 三 表示面の形状は、長形状とし、一側面当たりの面積は0.45平方メートル以下とする。 四 広告物等の底部の幅は、当該広告物等の幅の最大幅となることとし、その幅は車体屋根部分前後方向の中心線から左右方向にそれぞれ0.25メートル以下とする。 五 広告物等の上端部の幅は、車体屋根部分前後方向の中心線から左右方向にそれぞれ0.06メートル以下とする。 六 車体上端から広告物等の上端までの高さは、0.4メートル以下とする。	一 立体及びこれに表示する広告物の数は一とする。 二 広告物等は車体屋根部分の前後左右から突出しないものとする。 三 広告物等は車体の屋根に堅固に固定し、走行中の安全性を阻害するおそれがないものとする。

4 色彩、意匠その他表示の方法が周囲の景観に調和したものであること。

5 車体各面に表示できる広告物は、第13条第二号イ又はロに定める基準により表示する広告物等及び車両の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する広告物等を除き二広告物以下とす

ること。ただし、ハイヤー及びタクシー(車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の広告物等を表示したハイヤー及びタクシーを除く。)の外面を利用する広告物等にあつては一の車両に表示できる広告物は一広告物とすること。

(四) 宣伝車の車体の外面を利用する広告物等

- 1 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用しないこと。

七 標識を利用する広告物等

(一) バス停留所標識を利用するもの

- 1 案内誘導広告物等であること。
- 2 表示面積が表示板の表示面の面積の3分の1以下であること。
- 3 車両の進行方向から展望できない面に表示するものであること。
- 4 地色が白色であること。

(二) 消火栓標識を利用するもの

- 1 案内誘導広告物等であること。
- 2 表示面が、縦0.4m以下及び横0.8m以下であること。
- 3 道路面から広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5m以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5m以上であること。

(三) 避難標識又は案内図板等を利用するもの

- 1 標識又は案内図が表示された面の各面につき一広告物とし、表示面積が0.32㎡又は各面の標識若しくは案内図の表示面積の2分の1に当たる面積のいずれか小さい面積以下であること。
- 2 添架広告物については、道路面から当該添架広告物の下端までの高さが、歩車道の区別のある道路上にあつては歩道上3.5m以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5m以上であること。
- 3 当該標識又は案内図が示す本来の表示目的を阻害しないものであること。

八 プロジェクションマッピング

- 1 景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないものであること。
- 2 道路を挟んで表示する場合等においては、信号機若しくは道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者を幻惑するおそれがないこと。
- 3 土地に直接設置する広告塔等を利用するものについては、次のとおりであること。

イ 広告塔等に表示するプロジェクションマッピングの上端の高さが地上10メートル以下であること。ただし、商業地域内にある条例第13条第五号に掲げる広告物等であるプロジェクションマッピングについては、地上13メートル以下であること。

ロ 道路の上空に突出する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、道路境界線からの出幅が1メートル以下であり、かつ、道路面から当該突出部分の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5メートル以上(道路境界線からの出幅が0.5メートル以下のものにあつては、2.5メートル以上)、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

- 4 建築物の屋上を利用する広告塔等を利用するものについては、次のとおりであること。

イ 木造の建築物の屋上に設置する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、地盤面から当該プロジェクションマッピングの上端までの高さが10メートル以下であること。

ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造又は不燃構造の建築物の屋上に設置する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、当該プロジェクションマッピングの高さが地盤面から広告塔等を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、当該地盤面から当該プロジェクションマッピングの上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域内にあつては33メートル以下、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域外にあつては52メートル以下であること。この場合において、屋上構造物の上に設置する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合にあつては、屋上構造物の高さは、当該プロジェクションマッピングの高さに算入するものとする。

- (1) 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下のとき。
 - (2) 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合において、当該広告塔等が屋上構造物の壁面の直上垂直面から突出するとき。
- ハ 条例第15条第一号に掲げる広告塔等で、屋上構造物の壁面に設置するものに表示するプロジェクションマッピングについては、ロに規定する地盤面からプロジェクションマッピングの上端までの高さの限度を超えて表示することができる。ただし、広告物のそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100メートル以下の場合にあつては3メートル以下、100メートルを超える場合にあつては5メートル以下とする。
- 5 建築物の壁面を利用するものについては、高さ、表示面積等が二1、2、5及び6のとおりであること。
- 6 第12条第1項第六号の基準に適合し、かつ、表示期間が14日以内であるプロジェクションマッピング（条例第6条各号に掲げる地域又は場所においては、公園等又は学校、官公署等、観光施設、歴史的文化的施設等の敷地その他知事の定める地域若しくは場所に表示するものであつて、周辺環境及び道路交通等の安全に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）は、3から5までの規定にかかわらず、表示することができる。ただし、地盤面から当該プロジェクションマッピングの上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域内にあつては33メートル、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域外にあつては52メートル（以下「高さ制限」という。）を超えるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
- イ 表示期間が7日以内であること。
- ロ 一日当たりの表示時間が3時間以内であること。
- ハ 高さ制限を超えて表示する部分の表示面積の合計が、当該高さ制限を超える部分の壁面の面積の10分の3以下であること。

別表第4(第19条関係)

区域	基準												
一 中央区湊二丁目、湊三丁目、明石町、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、浜離宮庭園、新川一丁目、新川二丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、港区芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、海岸一丁目、海岸二丁目、海岸三丁目、港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目、港南五丁目、江東区永代一丁目、越中島一丁目、豊洲一丁目、豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目、豊洲五丁目、豊洲六丁目、東雲二丁目、有明一丁目、有明二丁目、品川区北品川一丁目、東品川一丁目、東品川二丁目及び東品川五丁目の区域のうち、平成19年東京都告示第481号の別図に示す区域	次の基準に該当するものであること。ただし、許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物は、この限りでない。 一 建築物の屋上へ広告物等を表示し、又は設置しないこと。 二 光源が点滅しないこと。 三 光源には、日本産業規格Z9101に定める表2及び図22に示された安全標識に用いられる赤色又は黄色を使用しないこと。 四 条例第13条第5号に掲げる広告物等で、地盤面から広告物等の上端までの高さが10m以上であるものについては、当該広告物等を使用する色彩のマンセル値が、次の表の上欄に掲げる色相の区分に応じて、同表の下欄に定める彩度を超えないこと。ただし、一広告物の表示面積の3分の1以下の面積については、同表の下欄に定める彩度を超えて使用することができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1Rから10Rまで</td><td>5</td></tr> <tr> <td>0. 1YRから5Yまで</td><td>6</td></tr> <tr> <td>5. 1Yから10Gまで</td><td>4</td></tr> <tr> <td>0. 1BGから10Bまで</td><td>3</td></tr> <tr> <td>0. 1PBから10RPまで</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0. 1Rから10Rまで	5	0. 1YRから5Yまで	6	5. 1Yから10Gまで	4	0. 1BGから10Bまで	3	0. 1PBから10RPまで	4
色相	彩度												
0. 1Rから10Rまで	5												
0. 1YRから5Yまで	6												
5. 1Yから10Gまで	4												
0. 1BGから10Bまで	3												
0. 1PBから10RPまで	4												
二 小笠原村父島及び母島の区域のうち、平成21年東京都告示第465号の別図に示す区域	一 条例第13条及び第14条の各号に掲げる広告物等又は条例第17条に規定する非営利広告物等であること。ただし、知事が島しょ振興に資すると認める場合は、この限りでない。 二 自家用広告物については、次の基準に該当するものであること。ただし、条例第13条第五号に基づき表示又は設置する場合には、第三号から第五号までの基準によらないことができる。 (一) 道路の上空に突出しないこと。 (二) 光源が点滅又は可動しないこと。 (三) 建築物の屋上へ取り付けないこと。 (四) 建築物の壁面を利用する広告物等については、地上2階以上に表示し、又は設置しないこと。ただし、知事が景観上特に支障がないと認める場合は、この限りでない。 (五) 一広告物の表示面積が10㎡以下であること。												

三 品川区北品川一丁目、北品川二丁目、南品川一丁目、南品川二丁目及び南品川三丁目の区域のうち、平成24年東京都告示第545号の別図におけるB地区の区域	表示面積の合計が 10 m²を超える広告物等については、次の基準に該当するものであること。 一 建築物の屋上へ取り付けないこと。 二 建築物の壁面を利用する広告物等については、次の基準に該当するものであること。 (一) 条例第 13 条第五号に掲げる広告物であること。 (二) 光源には、日本産業規格 Z 9101 に定める表 2 及び図 22 に示された、安全標識に用いられる赤色又は黄色を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 三 広告物に使用する色彩のマンセル値が、次の表の上欄に掲げる色相の区分に応じて、同表の下欄に定める彩度を超えないこと。 <table><tr><th>色</th><th>相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1 R</td><td>から 10 R まで</td><td>6</td></tr><tr><td>0.1 Y R</td><td>から 5 Y まで</td><td>7</td></tr><tr><td>5.1 Y</td><td>から 10 G まで</td><td>4</td></tr><tr><td>0.1 B G</td><td>から 10 B まで</td><td>4</td></tr><tr><td>0.1 P B</td><td>から 10 R P まで</td><td>4</td></tr></table>	色	相	彩度	0.1 R	から 10 R まで	6	0.1 Y R	から 5 Y まで	7	5.1 Y	から 10 G まで	4	0.1 B G	から 10 B まで	4	0.1 P B	から 10 R P まで	4
色	相	彩度																	
0.1 R	から 10 R まで	6																	
0.1 Y R	から 5 Y まで	7																	
5.1 Y	から 10 G まで	4																	
0.1 B G	から 10 B まで	4																	
0.1 P B	から 10 R P まで	4																	
四 品川区北品川一丁目、北品川二丁目、南品川一丁目、南品川二丁目及び南品川三丁目の区域のうち、平成24年東京都告示第545号の別図におけるC地区の区域	表示面積の合計が 10 m²を超える広告物等については、次の基準に該当するものであること。 一 建築物の屋上及び壁面に取り付ける広告物等については、次の基準に該当するものであること。 (一) 条例第 13 条第五号に掲げる広告物であること。 (二) 光源には、日本産業規格 Z 9101 に定める表 2 及び図 22 に示された、安全標識に用いられる赤色又は黄色を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 二 広告物に使用する色彩のマンセル値が、次の表の上欄に掲げる色相の区分に応じて、同表の下欄に定める彩度を超えないこと。 <table><tr><th>色</th><th>相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1 R</td><td>から 10 R まで</td><td>6</td></tr><tr><td>0.1 Y R</td><td>から 5 Y まで</td><td>7</td></tr><tr><td>5.1 Y</td><td>から 10 G まで</td><td>4</td></tr><tr><td>0.1 B G</td><td>から 10 B まで</td><td>4</td></tr><tr><td>0.1 P B</td><td>から 10 R P まで</td><td>4</td></tr></table>	色	相	彩度	0.1 R	から 10 R まで	6	0.1 Y R	から 5 Y まで	7	5.1 Y	から 10 G まで	4	0.1 B G	から 10 B まで	4	0.1 P B	から 10 R P まで	4
色	相	彩度																	
0.1 R	から 10 R まで	6																	
0.1 Y R	から 5 Y まで	7																	
5.1 Y	から 10 G まで	4																	
0.1 B G	から 10 B まで	4																	
0.1 P B	から 10 R P まで	4																	

○東京都屋外広告物条例施行規則の主な様式

別紙
第1号様式（第1条関係）

屋外広告物許可申請書

東京都屋外広告物条例第8条の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名
電話
〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 表示又は設置の場所					
2 表示内容					
3 表示又は設置の形態	位置	土地 建築物(屋上・壁面・突出)その他	照明	ネオン管(露出・赤色・その他)点滅 その他	
4 広告物の規模	縦(メートル) A	横(メートル) B	面積 C	合計面積 (平方メートル) A×B×C	数量
5 表示期間	年 月 日から 年 月 日まで				
6 屋外広告物管理者	(1) 住所				
	(2) 氏名				
	(3) 電話				
	(4) 資格				
7 その他	別紙のとおり				
8 都・建設指導事務所	受付機関	納入確認	手数料		
9 宗印	宗印	宗印	宗印	種別	
				数量	(5平方メートルまでごと)
				その他の広告物	基枚台個張
				単価	円
金額	円				

(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。
2 6の屋外広告物管理者の欄については、原則として記入は不要です。なお、同欄に記入がある場合には、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置する場合に必要な屋外広告物管理者設置の提出が必要となります。記入する場合には、(4)の資格の欄に東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入するとともに、その資格を証する裏面を添付してください。
3 宗印のある欄は、記入しないでください。

(日本産業規格A列4番)

別紙
(第2号)

1 広告物の種類	広告塔 広告板 プロジェクションマッピング 小型広告板 はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 電柱又は街路灯柱の利用 用広告 標識利用広告 宣伝車 車体利用広告 アドバルーン 広告車 アーケ 装飾街路行 店頭装飾
2 用途地域等	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 緑地保全地区 都市緑地 臨海地区 第一種文教地区 市街化調整区域 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域 条例第8条第4号の規定により定められた地域
3 禁止区域に該当する場合	条例第6条第4号 4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線からの距離
5 道路、鉄道及び軌道の沿道等	(1) 道路 道路(道路名)のからの距離 メートル (2) 高速道路 高速道路(道路名)のからの距離 メートル (3) 鉄道 鉄道(鉄道名)のからの距離 メートル (4) 軌道 軌道(軌道名)のからの距離 メートル
6 表示又は設置の限度	A 建築物の高さ B 広告物の高さの限度(A×2/3) C 表示又は設置の限度(A+B) メートル
7 一壁面における総表示面積の限度	(1) 壁面面積 平方メートル (2) 総表示面積の限度 (1)×3/10 平方メートル (3) 広告物の既表示面積 平方メートル (4) 今回表示面積 平方メートル
8 一建築物における総表示面積の限度	(1) 建築物の壁面面積 平方メートル (2) 総表示面積の限度 (1)×6/10 平方メートル (3) 広告物の既表示面積 平方メートル (4) 今回表示面積 平方メートル
9 工作物の確認	年 月 日 第 号
10 道路占用の許可	年 月 日 第 号
11 前回の許可	(年 月 日 から 年 月 日まで)
12 設計者	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 資格 () 級建築士・() 登録 第 号 (4) 建築士事務所 () 級建築士事務所・() 登録 第 号
13 施工者	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 屋外広告業登録番号 (4) 建設業 () 許可 第 号 (5) 電気工事業 () 登録 第 号

(日本産業規格A列4番)

(第3号)

14 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域	(1) 文化財等から展望できない広告物等	該当する理由() 該当しない	
	(2) 地盤面からの高さ	() メートル (20メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える彩度の使用割合の限度	広告物の表示面積 A	平方メートル
		基準を超える彩度の使用割合の限度 (A×1/3)	平方メートル
15 条例第8条第4号の規定により定められた地域	(1) 広告物の目的	自家用広告物	
		その他の広告物 ()	
	(2) 地盤面からの高さ	() メートル (10メートル未満は、(3)の記入不要)	
		(3) 基準を超える彩度の使用割合の限度	広告物の表示面積 A
	基準を超える彩度の使用割合の限度 (A×1/3)		平方メートル
	(4) 照明	種類	ネオン管(露出・その他)、LED、その他
色		赤色光、黄色光、その他 ()	

(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。
2 7(1)壁面面積及び8(1)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において33メートルを超える場合には33メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合には52メートルまでの面積を記入してください。

第2号様式（第1条関係）

屋外広告物自己点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者 住所
氏名
電話
〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の点検結果は、事実と相違ありません。

屋外広告物管理者 住所
氏名
電話
資格

記

1 屋外広告物の概要

(1) 表示又は設置の場所
(2) 表示内容
(3) 設置年月日
(4) 前回の許可

年 月 日 第 号

2 点検結果

点検項目	※異状の有・無	改善の概要
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食	有・無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有・無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有・無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
(5) 表示面の破損	有・無	
(6) その他特に点検した箇所	有・無	

(注意) 1 屋外広告物管理者の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置している場合のみ記入してください。この場合、資格の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。
2 ※印のある欄は、該当するものを○で囲んでください。

(日本産業規格A列4番)

※指定様式は東京都都市整備局のホームページからダウンロードできます。

URL: https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/kekan_kese/koukoku/shosiki

第3号様式（第1条関係）

屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第5項の規定により、屋外広告物等に係る意匠等の作成経過を下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者 住所
氏名
電話 ()
〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 広告物の概要

(1) 表示又は設置の場所

(2) 表示内容

(3) 表示期間

2 屋外広告物等に係る意匠等作成経過

(1) 広告物の意匠及び色彩に関する案の作成後、東京都屋外広告物条例施行規則第1条第6項に規定する知事が別に定める委員会等に対する意見聴取の有無

(2) 上記意見聴取をしていた場合、その委員会等の名称及び聴取日

(3) 委員会等からの指摘に基づき変更した意匠等の内容

・ 主な指摘事項

・ 指摘に基づき変更した内容

有 ・ 無

（日本産業規格A列4番）

第5号様式（第5条関係）

屋外広告物管理者設置届

屋外広告物管理者について下記のとおり設置したので、東京都屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所
氏名
電話 ()
〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 屋外広告物管理者

住 所	
氏 名	
電 話	
資 格	

2 許可の内容

(1) 広告物の種類	広告塔(広告板) アーチ 装飾街路灯 メートル メートル 平方メートル 平方メートル
(2) 表示又は設置の場所	
(3) 表示内容	
(4) 広告物の数量	
(5) 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
(6) 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注意) 1 1の資格の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。
2 2(1)の欄は、該当事項を○で囲んでください。また、広告塔又は広告板に該当する場合は、高さ又は表示面積を記入してください。
3 資格を証する書面を添付してください。

（日本産業規格A列4番）

第6号様式（第5条関係）

屋外広告物広告主等変更届

屋外広告物の許可を受けた者について下記のとおり変更したので、東京都屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所
氏名
電話 ()
〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 屋外広告物の許可を受けた者

変 更 前	住 所	
	氏 名	
	電 話	
変 更 後	住 所	
	氏 名	
	電 話	

2 許可の内容

(1) 広告物の種類	
(2) 表示又は設置の場所	
(3) 表示内容	
(4) 広告物の数量	
(5) 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
(6) 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注意) 1 1の住所及び氏名の欄は、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

（日本産業規格A列4番）

第7号様式（第5条関係）

屋外広告物管理者変更届

屋外広告物管理者について下記のとおり変更したので、東京都屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所
氏名
電話 ()
〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 屋外広告物管理者

変 更 前	住 所	
	氏 名	
	電 話	
	資 格	
変 更 後	住 所	
	氏 名	
	電 話	
	資 格	

2 許可の内容

(1) 広告物の種類	広告塔(広告板) アーチ 装飾街路灯 メートル メートル 平方メートル 平方メートル
(2) 表示又は設置の場所	
(3) 表示内容	
(4) 広告物の数量	
(5) 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
(6) 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注意) 1 1の住所及び氏名の欄は、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を、資格の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。
2 2(1)の欄は、該当事項を○で囲んでください。また、広告塔又は広告板に該当する場合は、高さ又は表示面積を記入してください。
3 資格を証する書面を添付してください。ただし、住所、氏名及び電話番号の変更の場合には、必要ありません。

（日本産業規格A列4番）

第8号様式(第5条関係)

屋外広告物除却届

年 月 日付 第 号により許可を受けた屋外広告物を下記のとおり除却したので、東京都屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所
氏 名
電 話 ()
〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 除 却 年 月 日 年 月 日

2 除 却 理 由

3 広 告 物 の 種 類

4 表示又は設置の場所

5 表 示 内 容

6 広 告 物 の 数 量

7 許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

8 屋外広告物管理者
住 所
氏 名
電 話 ()
資 格

(注意) 8の屋外広告物管理者の欄は、屋外広告物管理者を設置している場合のみ記入してください。この場合、資格の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

第9号様式(第6条関係)

屋外広告物取付け完了届

年 月 日付 第 号により許可を受けた屋外広告物の取付けが下記のとおり完了したので、東京都屋外広告物条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所
氏 名
電 話 ()
〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 取付け完了年月日 年 月 日

2 広 告 物 の 種 類

3 表示又は設置の場所

4 表 示 内 容

5 広 告 物 の 数 量

6 許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

(日本産業規格A列4番)

第10号様式(第12条、第13条関係)

(表)

屋外広告物表示・設置届

※ 表 示
屋外広告物を 〔 掲出する物件を設置 〕 したいので、東京都屋外広告物条例施行規則第 条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所
氏 名
電 話 ()
〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 広 告 物 の 種 類	
2 表示又は設置の場所	
3 表 示 内 容	
4 広 告 物 の 規 模 面 積 数 量	
5 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6 表示又は設置の目的	

(注意) 1 ※印のある箇所は、該当するものを○で囲んでください。
2 公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングについては、裏面の7の事項についても記入してください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

7 公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピング

(1) 公益行事等の名称及び概要	
(2) 企業広告等の占める割合 (1/3 以下)	
(3) 企業広告等による収益の用途 (公益に関する目的を有すること。)	
(4) 表示する上端までの高さ	
(5) 表示時間	時 分から 時 分まで
(6) 高さ制限を超える場合※	イ 表示期間が7日以内 ロ 1日当たりの表示時間が3時間以内 ハ 高さ制限を超えて表示する部分の表示面積の合計 (m ²) が、高さ制限を超える部分の壁面の面積 (m ²) の10分の3以下
(7) 備考	

(注意) 1 ※印のある箇所は、該当するものを○で囲んでください。
2 7(6)高さ制限とは、地盤面からプロジェクションマッピングの上端までの高さについて、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域内にあつては33メートルを、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域外にあつては52メートルを指します。
3 記入欄が不足する場合には、必要な事項を記入した別紙を添えてください。

第18号様式(第27条関係)

受 領 書	
年 月 日	
東京都知事 殿	
返還を受けた者 住 所 氏 名 〔法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
下記のとおり屋外広告物等(又は現金)の返還を受けました。	
返還を受けた日時	年 月 日 時 分
返還を受けた場所	
返還を受けた 広告物等	整 理 番 号
	広告物の種類
	表 示 内 容
	数 量
(返還を受けた金額)	

(日本産業規格A列4番)

第19号様式(第28条関係)

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書	
東京都屋外広告物条例第39条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり屋外広告業者の登録を申請します。	
年 月 日	
東京都知事 殿	住 所 氏 名 電 話 () 〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕
登録の1 新規 種 別 2 更新	登録番号 都広()第 号 登録年月日
法人・個人の別	1 法人 2 個人
ふりがな 氏 名 及び生年月日 〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日
住 所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	電 話 ()
東京都の区域 内で営業 を行う営業 所の名称及び所在地	電 話 ()
法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名	職 名 氏 名
未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称、生年月日及び住所	氏名及び生年月日 〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕 住 所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕 生年月日 年 月 日 電 話 ()
法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名 氏 名
主たる業務の内容	
そ の 他	

(日本産業規格A列4番)

(画)

業務主任者等 設置状況	ふりがな 氏 名	
	住 所	電 話 ()
営業所	修了証番号、認定番号又は登録番号	
	名 称	
	所 在 地	電 話 ()
	ふりがな 氏 名 住 所	電 話 ()
営業所	修了証番号、認定番号又は登録番号	
	名 称	
	所 在 地	電 話 ()
	ふりがな 氏 名 住 所	電 話 ()
営業所	修了証番号、認定番号又は登録番号	
	名 称	
	所 在 地	電 話 ()
	ふりがな 氏 名 住 所	電 話 ()
他の地方公共 団体における 登録番号	修了証番号、認定番号又は登録番号	
	登録を受けた地方公共団体名	
	登録年月日	
	登録番号	

(注記) 1 画印のある欄は、新規登録の場合は記入しないでください。
2 登録申請者は、本社又は本社と同等の権限を有する営業所としてください。
3 主たる業務の内容の欄は、ネオン広告、展示装置等欄に記入してください。
4 法人の場合は、商業登記事項証明書(3か月以内発行のもの)を添付してください。
5 資格を証する書面を添付してください(東京都が開催した講習会を修了した者は、添付の必要はありません。)
6 営業所が2以上ある場合は、営業所欄に記入してください。
7 その他の欄は、加盟している屋外広告物関係業界団体など、屋外広告物業に関する事項を記入してください。

第20号様式(第28条関係)

東京都知事 殿	
誓 約 書	
登録申請者	〔法人の役員 本人 法定代理人(法人)の役員〕 は、東京都屋外広告物条例第42条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。
年 月 日	
申請者	
(注意) 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」の欄については、該当するものを○で囲んでください。	

(日本産業規格A列4番)

第21号様式(第28条関係)

登録申請者(法人の役員、
本
法
定
代
理
人
の略歴書
法定代理人(法人)の役員)

住所 〒 電話 ()

ふりがな氏(法人にあつては商号又は名称、及び氏名) 生年月日 年 月 日

期 間 職務内容又は業務内容
自 年 月 日 至 年 月 日

賞 罰 年 月 日 賞 罰 の 内 容

(注意) 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」の欄については、いずれか該当するものを○で囲んでください。

(日本産業規格A列4番)

第22号様式(第29条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

東京都屋外広告物条例第43条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿 住 所 氏 名 () 電話 () (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

登録番号 都広() 第 号

登録年月日 年 月 日

法人・個人の別 1 法人 2 個人

氏 名 (及び生年月日
法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び生年月日) 生年月日 年 月 日

住 所 〒 電話 ()

変更年月日 年 月 日

変更事項 変更前 変更後

(注意) 業務主任者を変更した場合は、住所、氏名及び移了番号、認定番号又は登録番号を記入の上、新しい資格所持者の資格を証する書類を添付してください(東京都が開催した講習会を修了した者は、添付の必要はありません。)

(日本産業規格A列4番)

第23号様式(第29条関係)

屋外広告業廃業等届出書

東京都屋外広告物条例第45条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿 住 所 氏 名 () 電話 () (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

登録番号 都広() 第 号

登録年月日 年 月 日

法人・個人の別 1 法人 2 個人

氏 名 (及び生年月日
法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び生年月日) 生年月日 年 月 日

住 所 〒 電話 ()

届出の理由 1 死 亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解 散 5 廃 止

届出理由の生じた日 年 月 日

屋外広告業者と届出人との関係 1 相 続 人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清 算 人 5 本 人

(注意) 1 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当するものの番号を○で囲んでください。
2 屋外広告業登録通知書を送還してください。

(日本産業規格A列4番)

第27号様式(第33条関係)

屋外広告物講習会受講申込書

東京都屋外広告物条例第47条第1項の規定による講習会を受講したいので、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

東京都知事 殿 住 所 氏 名 () 電話 () 生 年 月 日 生

記

受講科目 ア 広告物法規、広告物の表示の方法及び広告物の施工
イ 広告物法規及び広告物の表示の方法

勤務先 名 称 所在地 電話 ()

受講一部免除の資格 資格名称 資格取得年月日・番号 年 月 日第 号

※納入確認 ※受講番号 ※受付 写 真

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しない
2 受講科目の欄は、ア又はイを○で囲んでください。
3 受講一部免除の資格のある方は、その資格を証する事典又はその写しを添付してください。

切 り 取 り 線

受講者 氏 名 住所 電話番号 生年月日 性別 申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。

(注意) 講習終了まで大切に保管してください。

(日本産業規格A列4番)

第29号様式（第35条関係）

業務主任者資格認定申請書				
東京都屋外広告物条例第48条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有することの認定を、下記のとおり申請します。				
年 月 日				
東京都知事 殿				
住 所 氏 名 電 話 ()				
年 月 日生				
記				
資 格	責任者としての職名等			
	上記の職にあつた年数			
	過去5年間の法令違反			
	道府県・指定都市の認定	道・府・県・市 年 月 日 第 号		
	そ の 他			
勤務先	名 称			
	所 在 地	電 話 ()		
(注意) 資格を証する書面又は写しを添付してください。				
(日本産業規格 A 列4番)				

第31号様式（第36条関係）

40センチメートル以上		35センチメートル以上
屋外広告業者登録票		
商号、名称又は氏名		
法人である場合の代表者の氏名		
登録番号		
登録年月日		
営業所名		
この営業所に置かれている業務主任者の氏名		

第32号様式（第37条関係）

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所				
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所				
広告物又は掲出物件	名称又は種類		数量	
表示又は設置の年月日	年 月 日			
請 負 金 額				